

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

本部町長 平良 武康

市町村名 (市町村コード)	本部町 (47308)	
地域名 (地域内農業集落名)	大浜・谷茶・辺名地・渡久地行政区 (大浜・谷茶・辺名地・渡久地)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8年 3月 4日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本町では、親族間以外への農地の後継について抵抗があるため、農地の貸借が進まず放棄されている農地もある。また、本町は中山間地域であることから、基盤整備が行き届かず、かんがい排水設備のない地区もあるため、水の確保についても課題がある。そのため、農業者が減少傾向にある本町及び本行政区の農業を継続するためには、地区内外問わず、新規就農者の受け入れが必要である。

課題として、大浜土地改良区の農業用水の整備が、挙げられた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本行政区の大浜地区や辺名地地区で面的な土地改良事業が行われているものの、かんがい施設が未整備であるため換金性の高い品目への転換などが行われていない。今後はかんがい施設の導入などを行い、安定生産に資する事業の導入を振興する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	74 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	74 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>渡久地地域・野原地域は、野菜や花きの栽培がさかんに行われており、後継者未定の農地も少ないため、中心経営体の農地の利用状況や規模拡大の意欲等の把握に努め、遊休農地等を農地中間管理事業を活用することで、中心経営体への農地の集積・集約化に努める。</p> <p>大浜地域は、きびの栽培が盛んであり、比較的若い農業者が多いが、60才以上の耕作者のほとんどが後継者が未定である。そのため、本地域を担う新たな農業者の確保・育成を図り、農地中間管理事業を活用することでリタイアする農家の農地を新たな担い手へ繋げる。</p> <p>辺名地地域は、60代の耕作者が地区内で最も多いが、中心経営体が2戸と少ない状況にあるため、農地の確保や経営意欲の向上に努め、地域の中心経営体の育成を図る。10年後には、リタイアする農家も増えると考えられるため、新規就農者の確保及び人材育成に努める。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>リタイアする農家の把握については、自治会長などの地域の代表となる方からの協力を仰ぎ、把握につとめる。リタイアする農家の農地を含めた貸付意向のある農地については、原則として、中心経営体へ農地中間管理事業を活用し、貸借を進めていく。また農地中間管理機構の果たす役割を周知させて積極的に活用してもらい、農地の集約・集積を推進する。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>本部町役場をはじめ、渡久地港や市街地が広がる地区である。町の中心部であり、住宅や行政機関が集中していることもあり東、渡久地、谷茶には農振農用地が設定されていない。市街地から少し離れると、昭和55～62年にかけて土地改良総合事業大浜地区(受益面積12.7ha)により区画整備を導入し、優良農地の確保を行っている。今後は大浜地区から要望のある大小堀川を利用したかんがい排水事業や、未整備のほ場が多い大嘉陽、辺名地での基盤整備事業の推進に務める。また農業用水確保のための水源を調査し、事業化の可能性を検討する。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>行政区内で規模拡大の意欲のある中心経営体などの担い手の確保と、認定新規就農者の受入れを促進すると同時に、担い手のみに関わらず、意欲のある非担い手にも集積を図り、担い手への位置づけに努め、今後の地域農業者の高齢化に伴う農業従事者不足に備える。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>農作業委託を最大限活用して効率化を図る。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑨草地畜産基盤事業(畜産担い手総合事業)を活用し、地域内外からの担う者を受け入れ、地域農業へ担う者への農地集積・集約を促進する。
- ⑩多面的機能支払交付金を活用し、適切な農地等の維持管理を行う。
- ⑩交付金を活用した新規就農支援や農機具の支援等を検討する。